

# 報告：認定個人情報保護団体からの声 (認定個人情報保護団体シンポジウム)

平成31年3月12日

# 認定個人情報保護団体シンポジウム 概要

- 平成31年3月6日に「認定個人情報保護団体シンポジウム～認定個人情報保護団体の意義と今後の可能性を考える～」を開催。
- 二部構成で実施したパネルディスカッションには**計8団体の代表者**がパネリストとして参加、**3年ごとに見直しについての要望等**を含め活発に意見交換。（日本IT団体連盟以外は認定個人情報保護団体）

## ➤ 当日のプログラム

主催者挨拶 嶋田 実名子(個人情報保護委員会 委員長)

基調講演「認定個人情報保護団体活動の最新動向と企業へのメッセージ」  
個人情報保護委員会事務局

特別講演「情報漏えいを取り巻く最新のサイバーセキュリティ動向」  
真鍋 敬士 氏(一般社団法人 JPCERTコーディネーションセンター 理事)

パネルディスカッション(モデレーター:個人情報保護委員会事務局)

第一部「認定個人情報保護団体業務とメリットについて」

内田 浩示 氏(全国銀行個人情報保護協議会(一般社団法人 全国銀行協会 業務部長))  
飯田 修平 氏(公益社団法人 全日本病院協会 常任理事)  
万場 徹 氏(公益社団法人 日本通信販売協会 専務理事)  
宮下 清 氏(一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会 常務理事)

第二部「自主ルールの策定と運用について」

岸原 孝昌 氏(一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム 専務理事)  
坂下 哲也 氏(一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 常務理事)  
古谷 由紀子 氏(公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事)  
野津 秀穂 氏(一般社団法人 日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会 認定分科会事務局 シニアエキスパート)



# 認定個人情報保護団体シンポジウム ご意見の概要①

## ➤ 「3年ごと見直しに係る検討の着眼点」に関連する主なご意見

関連箇所	意見概要
認定個人情報保護団体制度の在り方	日本の全企業数と比し認定団体所属企業数は3万社余りで1%に満たず、団体活動の成果を全国に均てんさせる仕組みがあるとよい。関心のある複数の団体で業界横断的な自主ルールを考え、その中で誰もが使えるルールがあれば、広報・啓発を通じて全国的に広く働きかけて欲しい。
AI、IoT等データを取り巻く技術の進展状況	AI、IoT等のデータの利活用が進んでおり、グローバル化については急務だと感じている。その中で、個人情報の保護をどう進めるかは大きな課題であり、情勢変化を踏まえて検討して欲しい。
匿名加工情報制度等の現状	匿名加工情報は医療分野では利活用が進んでいるようだが、IT業界での活用は思うように進まない。EU・GDPRの下では、匿名化の利用は現実的には難しいが、仮名化については、個人情報の保護を図りつつ利活用を進めていく方向が示されている。次の改正にあたっては、仮名化といったものを、インセンティブをもった形で、法制度の中に盛り込んで欲しい。
保護と利活用のバランス (規制とイノベーションの関係)	<p>事業者での利活用ニーズの高まりとともに、消費者における個人情報保護の意識も強くなっており、このギャップが事業者における情報の利活用を阻害する危険性がある。消費者の意向を汲んだ規制であればそれを遵守することで事業者は安心して情報が利活用できる。消費者の意見・認識をしっかりと把握して見直しの中で反映していくことが、結果として、事業者にとって合理的な規制につながる。</p> <p>データ利活用は、まさに良い社会、色々な問題を解決していくためのものであり、この状況下での原理原則とは、個人が主体的に様々な判断をして選び取っていく社会であり、個人の主体性、コントロール機能の充実ということが見直しに当たってとても重要だ。事業者と消費者の関係を考えれば、現実的には情報の非対称性であるとか、パワーバランスが存在する。そういった実態を踏まえて、消費者を制度的に支援していかなければ、消費者の主体性の確保、コントロール機能の充実は図られないので、見直しの中にはそういった視点や要素を入れて欲しい。</p>

# 認定個人情報保護団体シンポジウム ご意見の概要②

関連箇所	意見概要
国際的制度調和の動向	<p>保護強化と利活用推進の両側面から、グローバルに規制の強化・整備が進んでいる状況であり、海外展開を進めている国内企業においては、国内外の規制のギャップが一つの課題となっている。今後の実務上の課題等を踏まえた上で、引き続き国際的に整合的な規制を検討して欲しい。</p> <p>国際的調和は非常に重要だと思う。ただし、対応しようと思っても厳しい状況にある中小企業もいる。海外に単に合わせるというのではなく、日本の事情にも配慮しつつ、検討して欲しい。</p>
その他 <sup>(注)</sup>	<p>あまり事細かに規程を作らずに、原理原則を突き詰めていくという観点で見直しに当たって欲しい。事業者としては、何かにつけて国に細則の整備を求める姿勢を改め、自ら判断し対応するようにしていく。</p> <p>法体系の整合性と、一般人が容易に理解できる予測可能性を確保して欲しい。</p> <p>個人情報保護法の立法の趣旨は、自己情報の制御権付与である。「個人情報保護法」より、「自己情報制御権付与法」の方が趣旨が明確である。</p> <p>法は一般規定、ガイドラインは各論（運用上の詳細事項）規定である。法とガイドラインに論理的不整合が見られる部分が複数ある。重要事項は以下のとおり。</p> <p>① 法では、要配慮個人情報にはオプトアウトを認めていないが、医療・介護分野のガイダンスでは、黙示の同意という表現で実質的にオプトアウトを認めている。法に、特定分野ではオプトアウトを認める場合があると明記するべきである。</p> <p>② オプトアウト規定は、全ての事業者に適用している。名簿屋対策としているのであれば、法に明記すべきである。</p> <p>③ 個人情報の定義は、法では変更がないが、行政解釈で提供先基準から提供元基準に変更された。ハッシュ関数等を用いて非可逆変換しない限り、ほとんどの情報は個人情報に分類される。このままでは、業務に支障が出る。法の定義に統一するべきである。</p> <p>④ 全分野の法の運用規定がガイドライン通則編である。別途、特別の分野のガイドラインあるいはガイダンスが規定されている。しかし、通則編と分野ごとのガイドラインあるいはガイダンスとを詳細に比較しない限り、両者の相違が判断できない。</p>

(注) いただいたご意見のうち、「3年ごと見直しに係る検討の着眼点」以外の主なご意見である。